

Title	記号・標識・相互行為：構築主義的コミュニケーション研究のこころみ(1)
Author	福島, 祥行
Citation	人文研究. 55 卷 6 号, p.9-21.
Issue Date	2004-03
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学大学院文学研究科
Description	藤井康生教授退任記念号

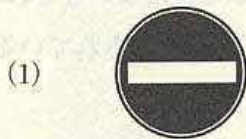
Placed on: Osaka City University Repository

記号・標識・相互行為 ——構築主義的コミュニケーション研究のこころみ(1)——

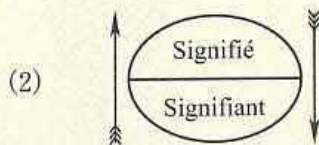
福島 祥行

0. 記号と指示

およそ「記号」*signe* というものは、それによって示されるなにがしかの「指示対象」*réfèrent* を持つ。たとえば、赤地に白の横棒によって構成された(1)という「記号」が「車両進入禁止」を示すように……。



だが、これはおかしい。なぜなら(1)のような「道路標識」*signal* は、法令という文字通り「コード」*code* によってその《意味》を決められているものだからである¹。すなわち、(1)という記号における「車両進入禁止」とは、「記号の裡に伝えられるもの」、すなわち「シニフィエ」*signifié*なのだ。そして、シニフィエである以上、それが「シニフィアン」*signifiant* と表裏一体のものとなって、一つの記号裡に埋め込まれているのは、かの(2)の図式によりソシュールが示したとおりと云える。

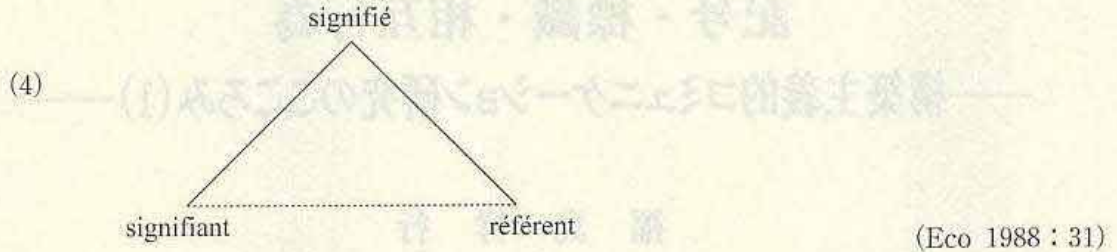


(Saussure 1916 : 158)

これはつまり、(1)の記号にはすでに《意味》を担っているわけであり、とある対象に貼り付けられた名札の代替物ではないということになる。このことを(2)の図式に当て嵌めるなら、(3)のようなものとなるであろう。



しかしながら、記号には指示対象があるのではなかったか？ 実際、ストア派からオグデン & リチャーズ、チャールズ・モリスに到る記号図式を纏めたエコは、(4)のような図式を示している。



それでは、(1)の標識 = 記号が指向している指示対象とは、いったい何であろうか？ それとも(1)は、(5)に見られるような「非指示的」記号なのであろうか？

(5) *Jean est un professeur expérimenté.* (東郷 2002a)

東郷が指摘するように、属詞位置の名詞句は非指示的であり、指示対象を持たないとされる。(6)のような、属詞名詞句が人称代名詞で受けられない現象は、その点から説明されている。

(6) *Jeanne est un professeur de mathématiques expérimenté. *Il sait bien son métier.* (東郷 1999)

しかしながら、(5)(6)のような非指示的名詞句も、文レベルでは指示対象(言語内的指示対象)を有している。この場合、主語名詞句がそれである²。コピュラ構文の場合、「主語 = 属詞」という図式が成立し、属詞は、主語に貼付される、謂わば「名札」のようなものになっていると考えられる³。事実、フランス語では、(5)の属詞名詞から品質形容詞を除くと、無冠詞名詞句となる。

(7) *Jean est professeur.*

この意味において、非指示的記号といえども、実際に用いられる場合には、指示対象を何らかの形で導入、もしくは前提している。所謂「総称名詞句」も、現実世界の具体的指示対象を持たないため非指示的に思われるが⁴、「語用論的」には何らかの形で指示対象の存在を確保していると考えられる。事実、(8a)(8b)における総称名詞句は、いずれも人称代名詞で受け直されている。

- (8) a. *Le chat est carnivore. Il raffole de la viande, des abats et du poisson.*
 b. *Les chats sont carnivores : dans la vie sauvage, ils mangent des lapins, des souris, des oiseaux, etc.*

このように考えてくると、(1)のような標識=記号も、やはり、実際に用いられる際には「指示対象」を有していることが想像されよう。かくして、再び次のことが問われることになる。すなわち、(1)の指示対象とは、いったい何か？

しかしながら、実は、「(1)の指示対象が何であるか」に答えることが本稿の目的ではない。この小論は、上の問を踏まえつつ、「指示対象はいかにして作られるか」、さらには「指示はいかにして成立するか」について思弁することを目指しているのである。

1. 「標識」の指示対象

さて、前節において述べたように、(1)のような「標識」の《意味》は「車両進入禁止」であるが、この「コード」によって規定された記号は、常にそのようなシニフィアンとシニフィエの結合を生ぜしめるのであろうか。たとえば、(9)のようなケースを考えてみよう。

- (9) a. (1)の図を描いた板が、細い道路の入り口に立っている
 b. (1)の図を描いた板が、ファッションビル内の店舗の壁に掛かっている

道路標識のコードを知る人にとって、(9a)は、最も普通に「車両進入禁止の標識」と解釈されるケースであろう。だが、(9b)のケースはどうであろうか。見慣れたデザインであることから、その物体が「車両進入禁止の標識」と認識される確率は高いかもしれない。にもかかわらず、その「標識」は、おそらく「ディスプレイの一部」と看做され、その場で機能していると捉えられることは、まずないであろう。理由は、云うまでもなく、「道路標識」の「指示」すべき「道路」が存在しないためである。そして、「ディスプレイの一部」と認識されているということは、それがたとえ「車両進入禁止の標識という物体」と認められているにせよ、「標識としての機能」は失われているわけであり、したがって、(3)に示されているような謂わば「記号性」も、そこには存在しないと考えるべきであろう。さらに、「標識」とは「記号性」を本質とするものではなく、厳密に云えば、この場合、もはや「標識」ではなく、単なる「板」ということになる。

かくして、「(1)の指示対象が何であるか」という問に対する、さしあたりの解答が得られることになる。すなわち、(1)は「非指示的」ではなく「指示的」であり、その「指示対象」は「(1)が設置されている道路の入り口」がそれである⁵、と。そしてまた、この(9)の例は、「記号」というものが、その指向する *référer* 指示対象なくしては成立しないことをも示している。

(3)の図式における三つの項は、「記号」の成立にとって、いずれも不可欠なのである。
では、次の(10)はどうか。

- (10) a. (1)の図を描いた板が、ファッションビル内の店舗の扉に掛かっている
b. (11a)もしくは(11b)の図を描いた板が、細い道路の入り口に立っている
(11) a. b.



(10a)における「板」は、おそらく、「扉→通路→道路」といった類推と、このデザインについて持たれている普及的知識により、「この扉の内には進入禁止」と「推論」されるのではなかろうか。その場合、この「板」は、「ディスプレイの一部」ではなく「標識」として理解されていると云い得る。とはいえ、その「標識」が、このデザインが本来持っているはずの「車両進入禁止」と解釈される可能性は、なきに等しいであろう。店舗内を車両が通行するとは考えにくいからである。ここにおける(1)は、あくまで、「コード」ではなく「推論」によって、謂わば「その場的」に作り上げられた「記号」なのだ。

一方、(10b)のケースは、一般化を許さない。(11a)も(11b)も、元来「標識」ではないからだ。ある人は、(11a)を「十字路注意」と誤認するかもしれないし、単に「珍奇な看板」と看做すかもしれない。またある人は、(11b)を「付近住民が勝手に作った、車両進入禁止相当の標識」だと思えるかもしれないし、「由来の忘れ去られたオブジェ」だとも思うかもしれないのである。もちろん、(11a)は「車両進入禁止の標識を90度回転させて重ね合わせたオブジェ」、(11b)は「丸の内に一ツ引という家紋」と言い当てることもあり得よう。いかに、「道路」というしかるべき場所に「標識然」として立っていようとも、それは「標識そのもの」とは看做されず、それについての《解釈》は千差万別となる。せいぜい、その「棒の先に付いている丸い板」という形状から、「何かの看板」と見られる可能性が比較的高くなるのみであろう。そして、その際でも、「看板=記号」でありながら、そのシニフィアン、シニフィエ、指示対象は不分明のままにとどまる可能性大なのであり、厳密には「記号」とは看做しにくい。

とはいえ、そのさまざまな《解釈》の中で、(11b)を「家紋をあしらった老舗の看板」と看做し、それが「正答」であるといったケースがあるかもしれない。これはもちろん、シニフィアン (=丸の内に一ツ引の家紋)、シニフィエ (=老舗)、指示対象 (=老舗の物理的店舗) という(3)の記号図式における三項を備えており、その限りにおいて全き「記号」である。しかしながら、この「記号=看板」は、(1)の「記号=標識」とは異なる性質を持つように見える。なぜなら、(1)の図は、先に述べたごとく、法令という「コード」によって「車両進入禁止」と定められているのに対し、(11b)の「家紋」(と看做された図)を「老舗の看板」と定める

ような、いかなる「コード」も存在しないからである。言い換えるなら、(1)は「普遍的／恒常的」であるが、(11b)はそうではない。ここで成立している「記号」も亦、(10a)のケース同様、「その場的／一時的」なものなのである。

2. 指示の「現場性」

かくして、「記号」の成立には(3)の図式における三項（シニフィアン、シニフィエ、指示対象）が不可欠であるのみならず、この三項は「コード」によって縛られていなくとも良いことが明らかになる。たとえば、上に見た、(10a)(10b)のケースがそうであった。それに対し、(9a)のケースは「コード」によって「普遍的／恒常的」に一定の《意味》を導くことが可能である。だが、本当にそうであろうか？

われわれは、すでに(9b)の例において、「道路標識」であっても、それが置かれる状況（＝文脈）によっては、「記号」としての意味を剥奪された「オブジェ」と看做され得ることを見た。このことは、とりもなおさず、「(1)の図＝車両進入禁止」という「コード」があったとしても、それが「普遍的／恒常的」には有効でないということを示している。(1)が「車両進入禁止」という《意味》を持つのは、「道路の入り口」においてのみであり、「店舗の壁の上」やその他の場所においてではない。つまり、「記号」のみならず、シニフィアンとシニフィエの結合を保証するはずの「コード」も亦、「その場的／一時的」な性質のものなのである⁶⁾。

さて、以上の考察に基づき、(1)の図が「車両進入禁止」という「標識」として成立する条件を纏めてみよう。

- (12) a. (1)の図は「車両進入禁止」を示すと定められている
b. (1)の図を描いた板が、道路の入り口に設置されている

だが、これでは不十分である。何が缺けているのか？ 「記号」というものは、コミュニケーションのためのアイテムである。当然、そこには発信者と受信者が存在する。缺けていたのは、その両者である。これまでの議論において暗々裡に前提されてきた両者を組み込むと、(12)は(13)のようになる。

- (13) a. (1)の図は「車両進入禁止」を示すと定められている
b. 受信者も発信者も(13a)を知っている
c. 発信者が(1)の図を描いた板を、道路の入り口に設置する
d. 受信者が道路の入り口に設置された(1)の図を描いた板を見て、「車両進入禁止」と理解する

これは、コミュニケーション図式における典型的な「コード・モデル」であるが、それにかんする議論はひとまず置き、ここでは(13d)に注目したい。実は、ここには大きな問題が潜んでいる。それは他でもない、「道路の入り口に設置された(1)の図を描いた板を見」ところである。さらに絞り込んで云うならば、問題は「道路の入り口」にある。いったい、このどこが問題なのか？

(14) a.



b.



(14a)は、「(1)の図=車両進入禁止」が典型的に成立していると思われる現場である。われわれは、(13d)のとおり、容易に「(1)の図=車両進入禁止」を認め得るのではなからうか。たしかに、(1)の図を描いた板が、道路の入り口に立っている……。しかしながら、われわれは、いかにして「道路の入り口」を認識したのか？ ためしに、(14a)から標識を消去した(14b)を見てみよう。どこが「道路の入り口」か、ただちに認識することができるであろうか？

実は、われわれは、(14a)において、標識があるからこそ、「道路の入り口」を認識できたのではないのか？ だが、そうだとすると、「(1)の図を描いた板」は、いかにして「標識」と認識されたのか？ 先に見たように、「板」が「標識」と看做され得るためには、それが適切な場所に設置されている必要があった。しかし、それが「適切な場所」であるためには、「標識」の認識が先行しなければならず、「標識」が認識されるためには……。

このような迷宮に陥ってしまう以上、上の考え方は間違っている。では、どこが誤っていたのか？ それはおそらく、実際の認識の現場を離れ、「一般論」を述べようとした点であろう。認識は、常に具体的現場において行なわれる以上、それを離れて一般化しようとするは無意味である。

そこで、具体的ケースに立ち返って検討してみる。たとえば、(15)のような場合である。

- (15) a. 自動車を運転してきた受信者が、進行方向にある(1)の図を描いた板を眼にする
 b. 散歩している受信者が、進行方向にある(1)の図を描いた板を眼にする
 c. 自動車を運転してきた受信者が、進行方向に交わる道路の角に、(1)の図を描いた板を眼にする
 d. 散歩している受信者が、進行方向に交わる道路の角に、(1)の図を描いた板を眼にする

(15a)の場合、受信者は、ただちに「(1)の図を描いた板=車両進入禁止」と認識し、同時にそれが「適切な場所」に存在していることを認識する。それはもちろん、受信者が自動車を運転しており、それゆえ「道路標識を認識する構え」にあるからだ。この場合、自分の進路に関係する場所ごとく「道路標識」を見ようとするあまり、(11a)(11b)のようなものも「標識」と見てしまう可能性もある。つまり、運転中の者にとっては、進路にかんする場所すべてが「適切な場所」なのである。

(15b)の場合、受信者は、(15a)のように「道路標識を認識する構え」にあるとは考えにくい。漫然と歩行する者の注意は散漫であろうし、たとえ「(1)の図を描いた板=車両進入禁止」が「適切な場所」に存在すると認識しても、それが「散歩」には何の影響も及ぼさない以上、それは「店舗の壁に(1)の図を描いたオブジェが飾られている」ということと選ぶところがない。すなわち、(15b)の受信者にとっては「標識」ではないのである。

(15c)はどうか？ 受信者は運転中である以上、「道路標識を認識する構え」にあると見てさしつかえなからう。しかしながら、(15a)に比して、(1)が「進行方向」に存在しない点、注目度は下がっていると考えられる。このような場合、受信者は「標識」と認識することもあれば、「単なるオブジェ」と認識することもあろう。

最後に(15d)は、(15b)に準ずると考えられる。散歩者にとって「標識」は非関与的であり、どこにあらうと同じことだからである。

以上の考察から判るのは、「記号」の成立が、いかに「その場的／一時的」なもの、すなわち「現場性」を帯びているかということであろう。「コード」によって規定されている「道路標識」といえども、それが有意味に成立するためには、受信者側の「認識しようとする構え」を必要とする。すなわち、(14a)を例にとれば、この風景から、自分の進行にかかわる部分を、「フラワー・ポッドの横」とか「ブロック列の端」とか「二つの道路の中間」などではなく、「道路の入り口」と捉え⁸、そこに立つ物体を、「看板」ではなく「道路標識」と捉えることで、はじめて「標識」は機能するのである。

そしてこのことは、(3)の図式における三項の結びつきが「現場的」であることを示している。つまり、(2)の「シニフィアン+シニフィエ」(=ソシュール式の「記号」)と「指示対象」の「結合」(=指示)も、シニフィアンとシニフィエの「結合」(=名指し⁹)も、受信者に

よる「受信」のつど成立しているのである。

3. 指示の「社会性」

しかしながら、(13)を想定したときには、「発信者」が存在した。「道路標識」が「記号」であり、「コミュニケーション」のアイテムであるならば、「発信者」の存在は不可欠である。この場合の「発信者」は、どこへ行ってしまったのか？

もちろん、「発信者」は存在している。「道路標識の設置者」が、それである。「設置者」は、まさしく、当該の場所が「車両進入禁止」であるという情報を発信すべく、そこに「標識」を設置したに相違ない。つまり、「標識」は、常に、不特定多数の「運転者たち」に向けて発信されつづけている「サイン=記号」なのだ¹⁰。そして、「運転手=受信者」は、「標識設置者=発信者」とのあいだに「コミュニケーション」、すなわち「相互行為」interaction を行なうべく¹¹、発信者のサインというアクションに応じて、謂わば「目を凝らし、耳を澄ます」。この「構え」こそが、先に見た「道路標識を認識する構え」というアクションであり、運転者=受信者が標識設置者=発信者とのあいだの相互行為^{インタラクション}が発動する契機なのである。すなわち、

- (16) a. 「(1)の図を描いた板」が「車両進入禁止」という「道路標識」と看做されるのは、標識設置者=発信者と運転者=受信者のあいだの「コミュニケーション=相互行為」の結果である¹²。
- b. その際、標識の立つ空間が、「道路の入り口」という有意味な空間として析出し、標識が指示する「指示対象」としての役割を獲得する。
- c. 発信-受信両者のコミュニケーション=相互行為の結果、「記号」の三要素であるシニフィアン(= (1)の図)、シニフィエ(=「車両進入禁止」という《意味》)、指示対象(=「道路の入り口」という場所)が、その場的/一時的に結合し、「車両進入禁止という標識」が成立する

かくして、「標識」は、発信者と受信者の協働によって作り上げられる「社会的」産物であることが明らかになる。「標識=記号」が社会的なものである以上、それが機能として有している「指示」も亦「社会的行為^{アクション}」に他ならない。このケースにおける「指示」とは、「車両進入禁止の標識」が「道路の入り口」を「指し示す」ことであるが、その「指し示し」は、単に、標識設置者(=発信者)が「標識」(=記号)を「道路の入り口」(=指示対象)に「設置すること」ではない。これまでの考察で明らかなように、記号も指示対象も、受信者によって、謂わば「能動的」に受け取られることの裡にしか成立しない以上、記号と指示対象の結び付きである「指示」も、その「能動的行為^{アクション}」の裡にしか成立し得ぬであろう。つまり、「指示」も

亦、発信者と受信者の協働によってなされるという「社会性」を帯びているわけである¹³。

4. 相互行為と指示対象

最後に、以上の考察を、言語コミュニケーションの現場において検証しておこう。

(17)

1. 学生A (アジア系) : Hmm. C'est très joli. (楽器の胴に触れる)
2. 楽器店主 : (笑い) (学生Bの方を見て) Il y a le même chez vous, je crois ?
3. 学生B (アラブ系) : Non pas=
4. 店主 : (楽器に向き直りつつ) =Pas tout à fait ?
5. 学生B : Non, chez nous, il y a le, comment il s'appelle, le oud, en arabe.
6. 店主 : (楽器の方を向いたまま) Ah, les ouds, oui. (楽器の埃を払うように)
7. 学生A : Le quoi ?
8. 店主 : (学生Aの方を見る)
9. 学生B : Le oud.
10. 学生A : Le oud ?
11. 学生B : Le oud. (右手で弦をかき鳴らす動き)
12. 店主 : (楽器に顔を戻しつつ) C'est[sæt], oui chez vous, c'est un luth, en fait (楽器の埃を払うように), alors que ça c'est.. c'est c'est de la famille du luth, mais, (学生Aの方に顔を上げ) euh::
13. 学生A : Hmm.
14. 店主 : (楽器の表を向けつつ、学生Bの方を見て) avec un grand manche, (楽器の方に向き直り) par contre=
15. 学生B : =Dans tous les pays arabes,
16. 店主 : Oui. (項突く)
17. 学生B : c'est le ... égyptien,
18. 学生A : Hmm.
19. 学生B : syrien.
20. 店主 : (楽器を再び裏返す)
21. 学生A : Hmm.
22. 店主 : (楽器を眺めつつ) Voilà, celui-ci est particulièrement joli, je trouve.

(Paris)

このシーケンスでは、「ウード」という楽器を巡って会話(=相互行為)がなされている。このシーケンスにおいて、この le oud という定名詞句の「指示」はどうかされているのだろうか？

店主は、眼前に一つの弦楽器を置きながら、学生Bに向かって、「あなたのお国にも、同じものがあると思うんですけど」と云う(2行目)。しかし、学生Bは、似たような楽器ならあると答え、それはアラビア語で oud と呼ばれることを示す(5行目)。そして、おそらく初耳であった学生Aは、その名称を問い直す(7行目)。そして、学生Bは、それに答え、確認的に問い直した学生Aにたいして、「弦をかき鳴らす」ジェスチャーと共に、再び le oud と答える(11行目)。

ここに現れている一連の le oud という定名詞句は、5行目や8行目の le oud が端的に示しているように、単なる「名称」に過ぎないように思われる。となれば、その名詞句自体は「非指示的」であり、その背後に「実体としての指示対象」を持たないと判断されよう。しかしながら11行目において現れたジェスチャーは、学生Bが、あたかも「脳裡」に「ウード」を想起しているように見える。すると、以下のような疑問が生ずる：すなわち、この11行目の le oud は、「想起中のウード」を「指示」しているのではないのだろうか、と¹⁴。

だが、相互行為論的視点からすれば、そこには一種の転倒がある。学生Bは、「ウード」の「実体」を想起したのちに、その想起の中の「この場には存在しない楽器」をかき鳴らしているわけではない。それまでのシーケンスからして、このジェスチャーは、重ねて名称をエコーした学生Aにたいし、「ウードという楽器」そのものを強調しているように見える¹⁵。これは要するに、学生Aのエコーが引き金となって、学生Bにジェスチャーを誘発したわけであり、謂わば、この「ジェスチャーそのもの」こそが、11行目の le oud という「記号」の「指示対

象」ということになろう。つまるところ、この le oud は、学生A(=受信者)とB(=発信者)との(そして店主との)相互行為の中で産み出された「指示対象」を「指示」しているのであり、(16)の構造は、ここでも有効なのだと云えよう。

【注】

- 1 具体的には、1960年発令の総理府・建設省令「道路標識、区画線及び道路標示に関する命令」により定められている。なお、「車両進入禁止」のデザインは、日本でもフランスでも同じである。ヨーロッパを中心とする交通標識は、1968年、国連世界道路交通会議にて締結された「国際標識及び信号に関する条約」に沿っている。日本は、この条約にサインはしたが加盟してはいない。しかしながら、同じく加盟していないアメリカをはじめ、世界各地で、この条約に示されたヨーロッパ式の標識に準じたものが用いられており、日本も同様である。
- 2 この場合の指示対象は、当然ながら「Jean という個人」、すなわち現実に存在する個体ではなく、第一次的には「Jean という語」となる。ここで「第一次的には」というのは、たとえばメンタルスペース理論的発想で、この「Jeanという語」を通じて、別の次元(メンタルスペース理論的には「スペース」)の指示対象を、「二次的に」指すことがあり得るからである。
- 3 この場合の「名札」名詞句については、理論的立場により、「役割」であるとか「内包指示」である

とか呼ばれるものであるが、ここでは、その理論的立場を追求することはせず、取り敢えず、当該の名詞句が示す「名称そのもの」と考えておく (cf. 福島 1992)。

- 4 (8b)における *les chats* のような複数形総称名詞句は、「この世界に存在する全ての猫」を指示対象に持つと解されることがある。文字通りの「総称」であるが、「この世界に存在する全ての猫」を知っており、想起できる人間は、ふつう存在しないであろうから、この考え方には無理があると云わざるを得ない。実際、次のように云えるということは、「*les chats* ≠ 全ての猫」ということを示している。
(18) *La nuit, les chats dorment tous sauf les chats gris qui sortent.*
- 5 標識が「駐車禁止」であれば、その指示対象は「その標識の付近一帯の道路」であり、「指定方向外進行禁止」であれば、「その標識の立つ交叉点もしくは、その標識の前方にある交叉点」ということになる。
- 6 これはつまり、ウイトゲンシュタインの「語の意味とは、言語内におけるその使用」(『探求』43)ということである。
- 7 コミュニケーション図式における「コード・モデル」「推論モデル」「相互行為モデル」にかんしては、福島(2003)を参照。
- 8 実際には単なる「道の一部」を「入り口」と捉える時点で、すでに「構え」が入り込んでいる。云うまでもなく、「入り口」とは、認識者の動きを反映した名称だからである。
- 9 井元(2001)は、この部分を「表す」*signifier* としている。
- 10 つまり、「標識設置者=発信者」は、「散歩者たち」には「語りかけて」いない。この意味において、「道路標識」はすぐれて「指向的」であると云えよう。
- 11 「コミュニケーション=相互行為」という考え方については、Traverso (1999)、福島(2003)などを参照。
- 12 「見ること」の社会性については、西阪(1997a)が詳しく論じている。
- 13 (11a)(11b)のケースのように、発信者 (= 設置者) の意図が不明のまま、受信者側が、「勝手に」それを「標識」や「看板」、すなわち「記号」と看做した場合や、(15b)(15d)のケースのように、発信者の指向していない人間が受信者となってしまった場合は、はたして「コミュニケーション」であろうか? スベルベル&ウイソンの「関連性理論」は、発信が非意図的になされる場合の相互行為を「コミュニケーション」とは認めていない。しかし、Traverso (1999)も指摘するように、実際のコミュニケーション現場では、受信者も受信しつつ、相槌や視線、表情等、さまざまな信号を発信しており、それが相互行為のリソースとして利用されている。この「受信者の発信」は、おおむね「無意識」、すなわち「非意図的」行為であろう。とすれば、発信が非意図的なことを理由に、コミュニケーションと認めないのは問題があるということになる。ただ、上のケースは、いずれも「対面コミュニケーション」ではない点、事態は複雑かもしれない。ここではひとまず「コミュニケーション」と看做しておくことにする。
- 14 メンタルスペース理論によれば「想起スペース」内の要素を指示している、と云い方になろう。
- 15 おそらく弦楽器であることは理解しているであろう学生Aにたいして「弦をかき鳴らしてみせる」というのは、楽器の形態を強調しているとは考えにくい。

【参考文献】

- 井元 秀剛 (2001) : メンタルスペース理論における定名詞句の指示について、『言語における指示をめぐって』言語文化共同プロジェクト2000, 大阪大学言語文化学部/大阪大学大学院言語文化研究科: 21-35.
- 上野 直樹 (1996) : 状況的認知とギブソン, 『言語』25-1~3, 6, 大修館書店.
- 上野 直樹 (1998) : 見ることのデザイン——知覚の社会—道具的組織化, 山田富秋・好井裕明 編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房: 204-223.
- 上野 直樹・西阪 仰 (2000) : 『インタラクション——人工知能と心』大修館書店.
- 柄谷 行人 (1986) : 『探究I』講談社学術文庫, 講談社, 1992.
- 柄谷 行人 (1989) : 『探究II』講談社学術文庫, 講談社, 1994.

福島 祥行

- 田中 茂範 (1997) : 「意味の使用説」の再考, 『言語』26-10, 大修館書店: 22-29.
- 田中 茂範・深谷 昌弘 (1998) : 『〈意味づけ論〉の展開』紀伊國屋書店.
- 東郷 雄二 (1999) : 談話モデルと指示——談話における指示対象の確立と同定をめぐって, 『京都大学総合人間学部紀要』6 : 35-46.
- 東郷 雄二 (2000) : 談話モデルと日本語の指示詞コ・ソ・ア, 『京都大学総合人間学部紀要』7 : 27-46.
- 東郷 雄二 (2001a) : 定名詞句の指示対象同定のメカニズム, 『フランス語学研究』日本フランス語学会 35 : 1-15.
- 東郷 雄二 (2001b) : 定名詞句の「現場指示的用法」について, 『京都大学総合人間学部紀要』8 : 1-17.
- 東郷 雄二 (2002a) : フランス語の不定名詞句と総称解釈, 『京都大学総合人間学部紀要』9 : 1-18.
- 東郷 雄二 (2002b) : 不定名詞句の指示と談話モデル, 『談話処理における照応過程の研究』文部科学省科学研究費補助金基盤研究(C)研究成果報告書.
- 東郷 雄二 (2003) : Des touristes, il y en a plein à Kyoto.——不定名詞句はほんとうに転位できないのか——, 関西フランス語学研究会口頭発表ハンドアウト.
- 永井 均 (1996) : 『〈子ども〉のための哲学』講談社現代新書1301, 講談社.
- 西阪 仰 (1995) : 関連性理論の限界, 『言語』24-4, 大修館書店: 64-71.
- 西阪 仰 (1996) : 対話の社会組織, 『言語』25-1, 大修館書店: 40-47.
- 西阪 仰 (1997a) : 『相互行為分析という視点——文化と心の社会学的記述』認識と文化13, 金子書房.
- 西阪 仰 (1997b) : 間身体的関係のなかの対象, 茂呂雄二 編『対話と知』新曜社: 79-100.
- 西阪 仰 (1998) : 概念分析とエスノメソドロジー——「記憶」の用法, 山田富秋・好井裕明 編『エスノメソドロジーの想像力』せりか書房: 204-223.
- 西阪 仰 (2001) : 『心と行為——エスノメソドロジーの視点』岩波書店.
- 野家 啓一 (1996) : 『言語行為の現象学』勁草書房.
- 野本 和幸 (1997a) : 『意味と世界』法政大学出版局.
- 野本 和幸 (1997b) : 意味はどこにあるのか——現代の論理的意味論マップ, 『言語』26-10, 大修館書店: 30-37.
- 深谷 昌弘・田中 茂範 (1996) : 『コトバの〈意味づけ論〉』紀伊國屋書店.
- 福島 祥行 (1992) : 《無冠詞》用法の研究——《動的認識構造》に依る文法現象の統一的解釈(Ⅱ), 『Lutèce』22, 大阪市立大学フランス文学会: 1-19.
- 福島 祥行 (1995) : 冠詞・記憶・時間——メモリ・システムと認識構造, 『人文研究』47-2, 大阪市立大学文学部: 19-36.
- 福島 祥行 (1999) : 会話分析から見た冠詞と指示対象, 『人文研究』51-7, 大阪市立大学文学部.
- 福島 祥行 (2000) : 《意味》の本質と生成過程——相互行為論の観点から——, 『人文研究』52-10, 大阪市立大学文学部: 19-36.
- 福島 祥行 (2003) : こぼれる気持ちと伝わることば——コミュニケーションの研究——, 大阪市立大学高校生講座テキスト [Online Available: 2003/09/30] <http://www.lit.osaka-cu.ac.jp/~fukushim/pdg/lyceens/kokoseikoza.pdf>.
- 三藤 博 (1999) : 談話の意味表示, 『談話と文脈』岩波講座言語の科学7, 岩波書店: 55-91.
- COULON, Alain (1987) : *L'Ethnométhodologie*, coll. que sais-je 2393, Presses universitaires de France.
- COULTER, Jeff (1979) : 『心の社会的構成——ヴィトゲンシュタイン派エスノメソドロジーの視点』[西阪仰] 新曜社, 1998.
- Eco, Umberto (1988) : *Le Signe : Histoire et analyse d'un concept*, [Jean-Marie KLINKENBERG], Éditions Labor 1990.
- FAUCONNIER, Gilles (1994) : *Mental Spaces*, Cambridge University Press. [『メンタル・スペース』新版 [坂原・水光・田窪・三藤] 白水社, 1996]
- GIBSON, James Jerome (1979) : 『生態学的視覚論』[古崎・古崎・辻・村瀬]サイエンス社.

- JAKOBSON, Roman (1960): Linguistique et poétique, dans *Essais de linguistique générale*, coll. "double", Éditions de Minuit, 1981.
- MOESCHLER, Jacques (1996): *Théorie pragmatique et pragmatique conversationnelle*, Armand Colin.
- MOESCHLER, Jacques & REBOUL Anne (1994) : *Dictionnaire encyclopédique de pragmatique*, Seuil.
- MONDADA, Lorenza (1997): Processus de catégorisation et construction discursive des catégories, in *Catégorisation et cognition de la perception au discours*, Éditions Kimé.
- RUSSELL, Bertrand (1905) : 指示について, 『現代哲学基本論文集 I』[清水義夫]勁草書房, 1986 : 45-78
- SAUSSURE, Ferdinand de (1916) : *Cours de linguistique générale*, Payot, 1972.
- SPERBER, Dan & WILSON, Deirdre (1981) : 『関連性理論——伝達と認知』 [内田・中達・宋・田中] 研究社出版, 1993.
- TRAVERSO, Véronique (1996) : *La Conversation familière*, Presses universitaires de Lyon.
- TRAVERSO, Véronique (1999) : *L'Analyse des conversations*, coll.128, Nathan.
- TRAVERSO, Véronique (2000) : Autour de la mise en œuvre d'une comparaison interculturelle, in *Perspectives interculturelles sur l'interaction*, Presses universitaires de Lyon.
- WITTGENSTEIN, Ludwig (1953) : 『哲学探究』ウイットゲンシュタイン全集8[藤本隆志], 大修館書店, 1976.
- WITTGENSTEIN, Ludwig (1953) : *Tractatus logico-philosophicus suivi de Investigations philosophiques*, [Pierre KLOSSOWSKI] , tel, Gallimard, 1961/1986.

[Corpus]

Paris = Un Paris à découvrir (1990), ビデオ教材, The University of Iowa